

(案)

新型コロナウイルス感染症に係るイベント等の開催及び
公共施設の利用制限への対応方針

※ 網掛けは変更箇所

国における新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針及び愛知県の**厳重警戒措置**を踏まえ、市の主催するイベント等の開催及び公共施設の利用制限については、令和3年10月1日(金)から10月17日(日)(イベントの制限は10月30日)まで、下記の方針で対応を行う。

記

1 イベント等の開催について

イベント等の開催制限の目安について、下表のとおりとし、感染リスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期する。なお、開催に当たっては、「イベント開催における新型コロナウイルス感染症対策運営マニュアル」を参考に、感染防止対策を講じた上で開催する。

制限の目安	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5,000人又は収容定員50%以内(上限10,000人)のいずれか大きい方を上限とする。※ ・ 開催時間は最大で午後9時までとする。
-------	---

※ 収容定員が設定されている場合で、大声での歓声、声援等を伴うイベントは、収容定員50%以内の人数と上記人数のいずれか小さい方とする。

2 公共施設の利用制限について

公共施設について、国が公表した「業種別ガイドライン」等に基づく感染防止対策を徹底した上で、下表のとおり運用する。

運用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の利用時間は、最大で午後9時までとする。 ・ 人数上限は、収容定員の概ね50%以下とする。 ・ 施設内の飲食については、極力避けるよう案内する。
------	--

※ 施設利用により多数の感染者が発生した場合は、個別に施設を閉鎖する。

※ これまで実施している新型コロナウイルス感染症を理由にキャンセルした場合の使用料、利用料の全額還付の取扱については、当面の間、継続する。